

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	水島港航行安全検討業務
業 務 概 要	本業務は、水島港における浚渫工事等に関わる航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局宇野港湾事務所長 阿式 邦弘 国土交通省中国地方整備局宇野港湾事務所 玉野市築港1-1-3 産業振興ビル2階
契 約 年 月 日	令和2年8月20日
契 約 業 者 名	公益社団法人 瀬戸内海海上安全協会
契 約 業 者 の 住 所	広島市南区的場町1-3-6
契 約 金 額	19,690,000円（税込み）
予 定 価 格	20,707,973円（税込み）
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、水島港における浚渫工事等に関わる航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。</p> <p>簡易公募型(選定段階省略型)プロポーザル方式により手続き開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書及び技術提案書が提出された。</p> <p>提出された参加表明書等について、宇野港湾事務所建設コンサルタント等選定委員会により資格要件及び専門技術力等から総合的に評価した結果、公益社団法人瀬戸内海海上安全協会を本業務の契約相手方として特定したものである。</p> <p>以上により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。</p>
業 務 場 所	中国地方整備局指定の場所
業 種 区 分	建設コンサルタント等業務
履 行 期 間 (自)	令和2年8月20日
履 行 期 間 (至)	令和3年2月26日
備 考	